

永山修一著

『隼人と古代日本』

竹森友子

一

本書は、八〇年代後半から数多くの隼人や南島に関する研究を公表し、鹿児島県や宮崎県の自治体史や博物館の展示、出土文字資料の収集にも携わり、また隼人文化研究会の世話役も長年務める等、南九州の地域史に多大な貢献をされている著者が、各章下敷きとなった既発表論文はあるものの、通時的に再構成し書き下ろした一書である。古墳時代から平安時代中期までの南九州の歴史的展開について考察したもので、以下の構成をとる。

はじめに

第一章 古墳時代の南九州

第二章 隼人の登場

第三章 隼人の戦いと国郡制

第四章 隼人支配の特質

第五章 隼人の「消滅」

第六章 平安時代前期の南九州

第七章 南九州の古代交通

おわりに

あとがき

二

まずは、内容紹介から始めたい。はじめには、古代の日本における南九州の歴史的位置付けを試みるという本書の目的と、文献史料にみる五つの画期（一 天武十一年、二 八世紀初頭、三 延暦十九年、四 万寿年間、五 文治年間）の二、四の画期までを時代区分に従って、南九州の歴史的展開を叙述するという本書の方法が示される。

第一章は隼人が登場する以前のヤマト政権と南九州の関係を近年の考古学の成果を取り入れながら考察したものである。古墳時代以降薩摩・大隅地方には竈付住居が展開しないことや、土師器化が顕著ではなく須恵器窯も確認されないこと、中期段階から独自様式の鉄鋳を形成するが、後期段階ではさらに進化すること、後期に入ると前方後円墳が消滅することなどから、薩摩・大隅地方では後期に入ると「列島の中で異質化が進行」し、これが隼人像につきまとう「異質性」であり、その異質性を問題とすることによって中央政権が「隼人」を「創出」していった、とする。

それを踏まえた第二章は、七世紀第四半期に政府が南九州南部に住む人々を隼人という「疑似民族集団」に編成した理由や古代国家にとっての隼人の存在意義を追究している。①日向神話やクマソの記述については、『古事記』（記）『日本書紀』（紀）編纂

期の政府の南九州での現実的課題から、阿多地方（薩摩地方）に居住する隼人や、南九州のソ（曾・襲Ⅱ曾於）の地域の勢力を反映させて、服属する由来を神話的にさかのぼって説いたり、ヤマト王権によって征服された過去の存在として造作された。②諸県君牛の説話や、履中天皇即位前記にみえるソバカリの事件には、日向の豪族や南九州の人物でヤマト王権に出仕した者の存在が反映している。③紀の天武十一年七月甲午・戊午条が隼人の実像を伝える最初の記事であり、多禰島人・隼人がともに天武朝に朝貢を開始する背景には、白村江での敗北後未だ十分に政府の支配が浸透していない地域に対する関心が高まったことによる、南九州から南島にかけて政府側から朝貢を促すなどの積極的アプローチがあった。④天武十四年の段階で忌寸が賜姓されている大隅直氏は、「君」姓を帯びる多くの隼人の氏族と比較するとき、「直」姓が与えられた時点においてヤマト政権との関係が近かったことを示し、その大隅直氏が八世紀代の諸史料に隼人とされていることは、隼人という「民族」がそれまでの関係とは別の次元で設定されたことを示す、とする。

第三章では、令制日向国の成立と南九州に設定された評の問題や文武朝Ⅰ元明朝の隼人と政府との軍事的衝突に関する原因や展開、政府がそれらの衝突を鎮圧して南九州に国郡制を導入していく様子を描きだす。①覓国使を妨害した勢力の本拠地から、覓国使の一行は薩摩半島西岸・南岸、大隅半島東岸を航行しており、隼人の反発の直接の原因は南九州における国制施行であった。②大宝二年、西海道における令制国・令制郡の設置を促進するため大宰府に據以下の国司と郡司の詮議権が与えられた。薩摩・多

禰地方の「首長」たちが、例えば大宰府への出頭拒否などの形で詮議拒否し、また当該地方の「首長」や居住民が造籍阻止の動きを見せたことが、いわゆる大宝二年の隼人の戦いである。③和銅三年正月庚辰条にみえる「日向隼人」の語は、日向国の隼人の意味であり、七世紀代の隼人の朝貢に筑紫大宰総領が責任をもつ体制から、令制国が管下の隼人に対して責任をもつ体制へと移行したことを示す。④日向隼人曾君細麻呂（ヤマト的な名）のような人物の存在を梃子に、政府はさらに日向国南部地域への支配の浸透を図った。⑤蝦夷・南島人と明らかに区別される扱いを受けるようになるのは和銅三年Ⅲ養老元年の間で、大宝律令が制定された時点で隼人が夷狄でないとは言いきれない、と述べる。

第四章は、「天平八年薩麻国正税帳」の分析を通して、政府の隼人支配の特質を考察する。①正税帳は出水・高城・薩摩・河辺四郡の財政状況を伝えるのもので、河辺郡以外の三郡では穀稻の取収が行われ、河辺郡では行われなかった。隼人に対する租の賦課に関しても、一般に出挙を穀で行う例は稀であることから、「隼人郡」の中で薩摩郡は田租の徴収が行われ、河辺郡では行われていないことが確認できる。②薩摩国では三Ⅲ五郡の範囲でしか出挙・収納のための国司巡行は行われていない。検校庸席の所要日数はわずか二日で、庸席の徴収された範囲が一Ⅰ二郡でしかなかったことを示す。責計帳手実の所要日数も一日であり、籍帳支配の及んでいた範囲は「非隼人郡」を大きく超えるものではなかった。③九世紀初頭の朝貢停止の後、隼人の呼称が用いられなくなっており、隼人の呼称は朝貢とかかわって用いられた。④八世紀前半の段階で隼人に対して令制的調は賦課されておらず、

「隼人之調」の本質は、隼人の政府への服属の証としてのミツキであり、隼人の存在と「隼人之調」および朝貢は密着したものであった。⑤①②の点から、養老四年の対隼人戦争後、政府のとつた隼人支配は、律令的諸制度の完全適用を保留するというものであった。

第五章は、前章で明らかにした隼人に対する律令制適用の保留政策がどのような過程を経て九世紀初頭の完全適用に至るのかを論じている。①八世紀後期には隼人との軍事的緊張関係がほとんど消滅し、隼人に対する政府の支配が順調に進展している。「隼人郡」たる日置郡と揖宿郡に所在する八世紀後半の遺跡から「厨」墨書土器が出土することから、八世紀末の段階で律令制の基調がほぼ薩摩半島を覆っていた。②八世紀後半に確認される日向国から大隅・薩摩国への浮浪が両国で把握されていることから、この段階になると両国で籍帳制が機能するようになっていく。③延暦二十四年をもつて大隅・薩摩両国の隼人たちによる朝貢は最終的に停止され、これ以降、南九州の居住者を隼人とよぶ例は確認できなくなる。①②も考えあわせると、隼人は「消滅」したと評価できる、とする。

第六章は、九世紀から十世紀半ばころの(隼人の「消滅」後)の南九州の歴史的展開をあとづけ、あわせて墨書土器や、貞観十六年の開聞岳の噴火で被災した指宿市橋牟礼川遺跡の検討により律令的祭祀の浸透の問題や南九州の古代交通の問題について考察している。①「律書殘篇」と「和名類聚抄」の各国の郡郷数を比較したとき、薩摩・大隅両国の増加が著しいのは、八世紀中期以降の造籍の進展による。②弘仁式段階で薩摩・大隅両国は、国分

寺料のみ隣国からの支援を受けながらも、ほぼ自立に近い状況に至っていた。③天長三年大宰府管内で兵士を廃し、在地の有力者に依拠する制度である統領選士制が実施され、日向・薩摩・大隅にもこの制度が導入されていることから、有力者が登場していることが想定でき、また八世紀代に隼人との間に存在した軍事的緊張状態がまったく消滅していることがわかる。⑥「隼人郡」とされていた地域の遺跡から八世紀末以降、律令祭祀に関係する墨書土器や人形・馬形土製品などが出土することから、「隼人郡」にも徐々に律令祭祀が浸透している。

第七章は、平安時代中期の南九州における受領支配の進展及び島津荘に関する事例を検討している。①大隅国守桜島忠信や大隅守弓削中宣や日向国守藤原保昌の事例から、南九州における受領支配の進展がうかがえる。②十一世紀に入ると奄美諸島への肥前産の滑石製石鍋の流入や徳之島での高麗の技術を導入したカムイ焼須恵器の生産が開始されるなど、活発な交易の様子を見ることができ、このような動きに薩摩・大隅の国司や有力者たちも積極的に参加し、南島への窓口ともいえる位置にあった南九州の地の重要度は高まった。③このような背景のもと、日向国において受領支配を逃れようとする勢力が、日向国において受領と競合しながら支配の拡大をめざしていた大宰府の官人平季基と結びつき、「無地荒野の地」として摂関家に寄進することで島津荘が成立し、間もなく大隅でも同じような動きが確かめられ、十二世紀中期には日向・大隅・薩摩へ本格的に拡大した、とする。

おわりにでは、本書の成果を総括するとともに、これまで古代史の研究対象にも中世史の研究対象にもなっていなかった、平安

時代前期・中期の南九州の姿を解明することも本書の一つの目的であったことが述べられている。

三

以上、本書の内容を概観してきたが、次に本書の特徴をあげながら隼人研究史上の意義を考えていきたい。

第一の特徴は、南九州の歴史的展開を考察対象としたことである。従来の隼人研究では、便宜的にせよ、古代の南九州の居住者に関しては一貫して隼人と表記していた（評者もその一人）。また、喜田貞吉の「隼人考」において延暦十九年の班田制の実施をもって隼人の同化が完成するという、隼人の制度史的研究の枠組みが示されて以来、九世紀初頭をもって考察が終了し平安時代の南九州が論じられることはなかった。この二点により、隼人の歴史は、四・五世紀～九世紀初頭までを、古代国家の南侵に対する隼人の抵抗・服属・公民化の過程として復元されることになった。第二の特徴は、隼人問題と南島問題を区別したことである。従来の研究では、直接的（隼人と南島間に交通があったと考える）もしくは間接的（政府の南島対策という点で隼人の居住地が注目されたとする）に南九州と南島との交通を想定し、隼人と南島のこととがあわせて論じられることが多かった。五三頁をみれば、永山氏は七世紀前半から政府は南九州の関与しない直接的通交関係を実現したと考えておられるようである。南島に関しては別稿を考えておられるようで本書では取り上げていないが、両書が揃えば隼人研究・南島研究ともに新たな視点が提示されることになるであろう。

以上の二点がこれまでの研究との大きな違いであると思う。

四

本書の内容は、先に概観した通りであるが、その主要な成果を評者なりに整理すると以下になる。

- (1) 隼人像につきまとう「異質性」が歴史的所産であること、「異質性」の内容、「異質化」の時期を示したこと。
- (2) 大隅直氏の分析を通して、ヤマト政権と関係を有していた氏族でも律令制下には「隼人」とされたこと。すなわち、「隼人」は律令前代の南九州の人々と断絶した存在であることを提示したこと。
- (3) 「天平八年薩麻国正税帳」の分析を通して、「非隼人郡」「隼人郡」に律令制度がどの程度実施されているかを実証したこと。
- (4) ヤマト的な名を名乗る郡司は、律令政府により大舍人などとして「隼人郡」律令化のためのトレーニングを受けた者たちである可能性を示すなど、「隼人郡」律令化のための政府の施策を具体的に検討する途を開いたこと。
- (5) 籍帳制の機能、軍事的緊張の軽減、「隼人郡」における「厨」・墨書土器の出土、墨書土器や人形・馬形土製品の出土に見る律令祭祀の浸透などの問題から、八世紀末には律令制の基調が大隅・薩摩両国を覆い、さらに延暦十九年の班田制の施行を受けて、延暦二十四年に隼人の朝貢が停止され、九世紀初頭には隼人が「消滅」するという、隼人「消滅」までの過程を明確に描き出したこと。

このように著者は、史料の緻密な分析実証と考古学の成果を取

り入れながら、研究史を大きく進展させたと見えよう。

五

では次にいくつかの疑問点をあげていきたい。まず一点目として、「疑似民族集団」とは何か、ということである。永山氏は注に石上英一氏の「古代国家と対外関係」^④をあげているので、「蝦夷も隼人も日本人（倭人）」と同人種であり、異民族ではなかった。それを夷狄、すなわち異民族として設定したのは、日本という国家が国家として成立しているためには当然内国化しておかなければならない辺境の人民をとりのこした状況を隠蔽するとともに、逆にそれを利用して帝国の構造を作りあげ、内国の王民の統治に資することに目的があった」という部分が関係するのであろう。

ただ、永山氏も石上氏も日本人（倭人）？倭民族集団？の成立には言及していない。七世紀第4四半期に何をもつて倭民族集団の成立とみなすのか。そもそも成立しているのか。それが不明であれば、隼人が「疑似民族集団」かどうか不明と言わざるを得ない。また、民族集団の客観的定義は民族集団の成員間で共有される諸属性（文化・人種・宗教・言語）を基礎として民族集団を規定し、主観的定義ではアイデンティティが重視される。つまり、民族集団を規定するのは人種だけではないのである。第一章で述べられた、古墳時代後半に鉄鍬が独自性を強めることや須恵器や土師器、竈付住居が展開しないこと、古墳が築造されないことは生活様式や墓制などの点において大きな違いを有していたことを指摘できるであろう。また、律令前代ヤマト王権の文化を担った存在として渡来人が考えられるが、七世紀前半までに分布が確か

められる北部九州・中部地方と南九州とはかなり文化的に異なることは想像に難くない。『続日本紀』養老六年四月丙戌条によると、大隅・薩摩隼人との戦争において通訳が派遣された可能性があり、言語に関しても異なっていた可能性があるのである。このように、「民族」の定義次第では隼人≡異民族と位置付けることも可能なのであり、本書での「民族」および「疑似民族集団」の定義が必要であると考ええる。

二点目は、律令前代史のとりえ方である。日向神話やクマソ伝説が記紀編纂期の現実的課題を反映させて造作されたことや、ソバカリの記事から、ヤマト王権に出仕した南九州の人物がいたこと、その姿は他の地方から出仕した豪族の姿と大差ないこと、六世紀末ごろ、南九州から畿内へ行き「兵衛」の任務を帯びたものが存在した可能性があることの指摘が存在する。しかし、ソバカリの記事から令前に隼人が直接天皇・皇族に従っていた時期（舎人に近い）や畿内豪族を介して天皇に従っていた時期（蝦夷に近い）が存在したことを述べる直木孝次郎説^⑤や天武朝以前に見える「隼人」は「ハヤヒト」で、近侍トモとして天皇・皇子の近辺に仕えた者であるとする小林敏男説^⑥、六世紀・七世紀にかけて、異種集団と倭国家・律令国家との間に「夷人」的関係（○○人）：「毛人」「隼人」など）^⑦と言うべき交通関係の存在を指摘する田中聡説^⑧など、克服すべき先行研究は多いのではなからうか。

三点目は、本書では隼人に関して、班田制の実施を終着地として律令制度の導入から完全適用を跡付けることに主眼が置かれたためか阿多隼人の海人的性格や、阿多隼人が政府に注目された理由を南島との関係に求める説^⑨、七世紀後半期の国家によって進め

られた南島政策と隼人政策とを関係づけてとらえる説^⑩には、言及がないことである。古代の南九州の歴史的展開をヤマト政権・律令政府との関係のみで説明できるのであるか。この点に關しては、次回作に期待したい。

疑問点ではないが、はじめに、もしくはおわりににおいて、研究史の整理とそれに基づいた本書全体の課題設定が述べられていないのは残念であった。それがあれば、本書の特徴で述べた古代の南九州の歴史的展開を考察対象としたことや、隼人の問題と南島の問題を区別したことの意義も明確になり、疑問点で示したいいくつかの問題にも答えることになっていたと思う。

以上、やや批判めいたことも書いたが、文献史料のみならず出土文字資料や考古学の成果も積極的に取り入れて南九州の古代史を復元し、隼人成立以前の南九州、隼人の成立、隼人の「消滅」、隼人の「消滅」以後の南九州を政策実施の理念的背景や支配の具体的様相にまで踏み込んで描くことが出来た本書が、今後隼人研究・南九州古代史研究の必読の書となるであろうことは間違いない。隼人司や養老賦役令辺遠国条の解釈をめぐる問題など、議論すべき点は多々あるのであるが、評者の力不足により詳しく触れることができなかった。また評者の浅学のため、永山氏の高著の趣旨を十分理解せず、誤読や誤解がなかったかを危惧するところである。著者ならびに読者のご海容をお願いしたい。

① 本文では、ネに爾が用いられている。

② 古墳時代から平安中期までの南九州の歴史的展開について考察した

本書であるが、永山氏も述べる通り、古代の南九州を考えると隼人の問題は避けて通ることが出来ない問題であり、本書でも半分以上が隼人の考察に費やされていること、書名にも隼人が用いられていることから、隼人研究史上で考えることとする。

③ 喜田貞吉「隼人考 上・中・下」〔《歴史地理》二八―五・六、二九―一、一九一六・七年〕。

④ 石上英一「古代国家と対外関係」〔講座 日本歴史 古代2〕東京大学出版会、一九八四年。

⑤ 綾部恒雄「緒論」〔《文化人類学 2 特集民族とエスニシティ》アカデミア出版会、一九八五年〕。

⑥ 直木孝次郎「隼人」〔《日本古代兵制史の研究》吉川弘文館、一九六八年〕。

⑦ 小林敏男「クマソ・ハヤト問題の再検討」〔《鹿児島短期大学紀要》三二、一九八三年〕。

⑧ 田中聡「夷人論——律令国家形成期の自他認識——」〔《日本史研究》四七五、二〇〇二年〕。

⑨ 中村明藏「隼人と海人をめぐる諸問題」〔熊襲・隼人の社会史研究〕名著出版、一九八六年。竹森友子「海幸山幸神話の形成と意義」〔《隼人文化》二六、一九九三年〕。

⑩ 小林敏男、注の論文に同じ。

⑪ 小林茂文「隼人の敗北と社会」〔《続日本紀研究》二五二、一九八七年〕。田中聡「隼人・南嶋と国家——国制施行と神話——」〔《日本史論叢》一一、一九八七年〕。筑島栄紀「倭王権段階の南島社会と交流」〔《国史学》一七〇、二〇〇〇年〕。

(A5判 二四四頁 二〇〇九年五月 同成社 五〇〇〇円＋税)

(奈良女子大学博士研究員)